

北関東・磐越地域分科会規約

(名称)

第1条 本分科会は、北関東・磐越地域分科会（以下「分科会」という。）と称する。

(北関東・磐越地域)

第2条 北関東・磐越地域は、茨城県、栃木県及び群馬県並びに福島県及び新潟県の区域を一体とした区域とする。

(目的)

第3条 分科会は、広域地方計画及びその実施に関し必要な事項のうち、特に、北関東・磐越地域の自立的な発展のために必要と認められる当該地域における広域的な連携に関する事項について協議する。

(組織)

第4条 分科会は、北関東・磐越地域内の県により組織する。

2 分科会は、前項の規定による県の長又はその指名する職員をもって構成する。

(会長)

第5条 分科会に会長を置き、構成員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

4 会長の任期は原則二年とし、再任を妨げない。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を分科会に出席させ、意見等を求めることができる。

(分科会の招集)

第6条 分科会は、会長が招集する。

2 構成員は、必要があると認めるときは、会長に対して分科会の招集を求めることができる。

3 会長は、やむを得ない理由により分科会を開催することができない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって分科会の協議が調ったものとするすることができる。

(分科会の公開)

第7条 分科会については、公開とする。

2 分科会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

3 分科会が公開することが適切でないと認める会議、資料及び議事概要については、非公開とする。

4 公開とする資料及び議事概要については、分科会終了後速やかに公開する。

(協議結果の尊重)

第8条 分科会において協議が調った事項については、分科会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 分科会の円滑な運営を補助するため、分科会に幹事会を置く。

2 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(事務局)

第10条 分科会の庶務を処理するため、分科会に事務局を置く。

2 事務局の運営に関する事務は、首都圏広域地方計画推進室において行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月9日から施行する。